

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

水と緑の「やすらぎの里」地域再生計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

小美玉市

3 . 地域再生計画の区域

小美玉市の区域の一部（旧茨城県東茨城郡小川町の全域）

4 . 地域再生計画の目標

小美玉市（平成18年3月27日に小川町、美野里町、玉里村が合併し誕生）は、茨城県のほぼ中央に位置し、人口53,599人（平成18年4月1日現在）、面積は約140平方キロメートルで、霞ヶ浦湖岸北東に位置している。本計画該当の旧小川町には霞ヶ浦に流入する河川が園部川、鎌田川、梶無川、巴川の4本あり、園部川流域には古くから市街が広がり、その他の河川周辺には農地が広がり水と緑に恵まれた田園が形成されている。

主な産業は、農業であり稲作等の他、ニラ、イチゴが県の銘柄産地指定を受けており、さらにメロン、花卉等付加価値の高い農業への移行を進めているところである。この基幹産業である農業も近年の河川汚染による影響を受けており、生活環境の変化による家庭及び企業等の未処理生活雑排水等の流入が進み、河川の水質及び隣地の土質の低下が見られる。

また河川の汚染により川魚が生息しにくい状況も見受けられるので子供たちの自然との関わりの点からも環境改善が必要となっている。

この対策として、旧小川町では平成10年度から公共下水道、平成12年度から農業集落排水施設の整備を行っている。あわせて浄化槽の整備も推進しているが、16年度末現在、町の汚水処理人口は30%程度に留まっている。

このため、汚水処理施設を一層推進し、生活環境の改善をすることにより、農業用水としての水質の確保、また子供たちが安心して川遊びができるような環境を取り戻し、水と緑の美しさを目と肌で感じる「やすらぎの里」として地域の再生を図る。

（目標）汚水処理施設の整備の促進（下水道及び浄化槽の汚水処理人口普及率を30%から33%に向上）

5 . 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

公共下水道については、平成 16 年度認可取得分の大字野田地区における幹線を整備し、流域下水流末との接続を行い将来の支線整備及び供用開始に備える。浄化槽整備については、整備申請者を募り普及率の向上を目指す。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

〔事業主体〕

- ・ 小美玉市

〔施設の種類〕

- ・ 公共下水道、浄化槽

〔事業区域〕

- ・ 公共下水道 小美玉市野田地区
- ・ 浄化槽 小美玉市（旧小川町）のうち公共下水道認可区域外及び農業集落排水施設整備済地区外

〔事業期間〕

公共下水道 平成 17 年度から平成 19 年度

浄化槽（個人設置型） 平成 17 年度から平成 19 年度

〔整備量〕

- ・ 公共下水道 200 ~ 400 1,800 m
マンホールポンプ 1 基
- ・ 浄化槽（個人設置型） 合計 30 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道は野田地区で 500 人（本事業は幹線整備のため将来人口）

浄化槽は事業区域の中で 90 人

〔事業費〕

公共下水道	事業費	335,000 千円
	（うち、交付金	167,500 千円）
浄化槽（個人設置型）	事業費	13,740 千円
	（うち、交付金	4,580 千円）
合計	事業費	348,740 千円
	（うち、交付金	172,080 千円）

5 - 3 その他の事業

該当無し

6 . 計画期間

平成17年度～19年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また必要（市町村合併等）に応じ事業の見直しを行うこととする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し